

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B特定建設工事共同企業体が元請として施工するC所在のD工事に下請作業員として従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、草刈作業中に直径〇cmほどで深さが膝までの約〇cmの穴に足が入った際、右膝を周囲にあった墓石にぶつけて負傷したという。

請求人は、同月〇日、E整形外科に受診し、その後、同年〇月〇日、F整形外科に受診して「右外傷性膝関節炎」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後も治療を継続し休業したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が平成〇年〇月〇日をもって治癒と認定し、同月〇日以降の期間に係る休業補償給付及び療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日をもって治癒としたのは誤りである旨主張しているので、以下検討する。
- (2) 労災保険制度における「治癒」の意義は、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものであり、負傷にあつては創面が癒着し、その症状が安定し医療効果が期待し得なくなったとき、疾病にあつては急性症状が消退し、慢性症状は持続してもその症状が安定し、医療効果がそれ以上期待し得ない状態になったときをいうとされており、いわゆる完治の状態とは必ずしも一致しない。
- (3) G医師は、平成〇年〇月〇日を症状固定日とした医学的根拠について、同年〇月〇日付け意見書において、受傷及び治療開始後から6か月以上経過していること、平成〇年〇月、〇月は症状が余り変わっていなかったことを述べている。
- (4) H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、診療録からみて、平成〇年〇月、〇月は症状の改善が認められず、療養期間も〇か月を超えており、主治医が症状固定日を同年〇月〇日と判断したのは妥当である旨述べている。
- (5) 請求人は、平成〇年〇月〇日以降の治療内容について、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、受診中は痛み止めの薬の服用、湿布、週〇回のリハビリ（運動・電気療法、マッサージ、ホットパック10分間）と述べているところ、当該治療内容是对症療法であると認められる。

(6) 以上のことから、平成〇年〇月〇日の時点において、動作時における痛み等の症状があることは認められるが、G医師は上記意見書において、一般的な消炎鎮痛剤で疼痛は消失していると述べており、その治療内容は対症療法であり、また、症状の変化は認められないことから、当審査会としては、上記(2)の労災保険制度における「治癒」の意義に照らして、決定書理由に説示するとおり、症状固定の状態にあったものと判断する。

(7) なお、請求人は、右足の骨が壊死していたことなどから手術をしたとし、治癒していない旨主張しているが、上記のとおり、平成〇年〇月〇日時点の治療内容は対症療法であり、請求人の主張は認められない。

(8) また、請求人の主張及び審査資料を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付及び療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。